## ○国土交通省令第

号

測量 法 (昭和二十四年法律第百八十八号)を実施するため、 測量法施行規則の一部を改正する省令

を次のように定める。

令和五年 月 日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

測量法施行規則の一部を改正する省令

測 量 法 施行規則 (昭和二十四年建設省令第十六号) の 一 部を次のように改正する。

の傍線を付した部分のように改め、 次  $\mathcal{O}$ 表に より、 改正 前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正 改正 後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前 後 欄に掲げる規定

改正後	改正前
(書類の提出)	(書類の提出)
第十六条 法第五十五条第一項の規定により登録を受けようとする者、	第十六条 法第五十五条第一項の規定により登録を受けようとする者、
同条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者、法第五十五	同条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者、法第五十五
条の七第一項の規定により変更登録の申請をしようとする者又は法第	条の七第一項の規定により変更登録の申請をしようとする者又は法第
五十五条の八第一項若しくは第二項の規定により書類を提出しようと	五十五条の八第一項若しくは第二項の規定により書類を提出しようと
する者は、関係書類の正本一通及び営業所のある都道府県の数と同一	する者は、関係書類正本一通及び営業所のある都道府県の数と同一の
の部数のその写しを、法第五十五条の九第一項又は第二項の規定によ	部数のその写しを、法第五十五条の九第一項又は第二項の規定により
り届出をしようとする者は、届出書一通を提出しなければならない。	届出をしようとする者は、届出書一通を提出しなければならない。
2 法第五十五条第一項の規定により登録を受けようとする者、同条第	(新設)
三項の規定により更新の登録を受けようとする者又は法第五十五条の	
二第一号から第三号までに掲げる事項(営業所の名称及び支店に準ず	
る営業所の所在地を除く。)についての変更のため法第五十五条の七	
第一項の規定により変更登録の申請をしようとする者が法人であると	
きは、前項の正本に登記事項証明書一通を添付するものとする。	

附

則